

奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市教育委員会以外の団体が行う事業（以下「事業」という。）に対し、奈良市教育委員会が後援（事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいう。以下同じ。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(後援の名義)

第2条 奈良市教育委員会が後援を行う場合の名義は、「奈良市教育委員会」とする。

(承認対象団体)

第3条 後援名義の使用承認を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）又はその連合体

(3) 公益法人、社会教育関係団体又はこれらに準ずる団体

(4) 教育の振興に関する事業を行うことを主たる目的とし、次の要件のいずれをも満たす団体

ア 団体の名称及び所在地が明確であること。

イ 規約、会則等の定めがあり、団体の意思を表示する代表者及びその他の役員が存在すること。

(5) 実行委員会等として臨時に設置され、その組織、運営方針等が明らかであり、事業遂行の意思及び能力を有すると認められる団体

(6) その他奈良市教育委員会が適当であると認める団体

(承認対象事業)

第4条 後援を承認することができる事業は、次のいずれにも該当するものとする。

る。

- (1) 奈良市教育委員会の掲げる教育目標又は本市の教育活動の振興に寄与するものであること。
- (2) 広く一般に公開されるものであること。ただし、当該事業の性格によって事業の対象者が限定されるものであっても、奈良市教育委員会が特に必要と認める事業については、この限りでない。
- (3) 奈良市教育委員会の政治的中立性及び宗教的中立性を損なうおそれがないこと。
- (4) 専ら営利又は商業的宣伝を目的としていないこと。
- (5) 公衆衛生、安全管理、災害防止等について十分配慮された場所で開催されるものであること。
- (6) 本市内で開催されるものであること。ただし、市外で開催されるものであっても市民の幅広い参加が期待できるものである等奈良市教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (7) 入場料、参加費等が徴収される場合は、その金額が適正であること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものでないこと。
- (9) 公序良俗に反しないものであること。

（申請手続）

第5条 後援名義の使用承認を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、奈良市教育委員会後援名義使用承認申請書（別記第1号様式）を奈良市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。この場合において、教育長は、必要と認める書類の添付を求めることができる。

（決定等の通知）

第6条 教育長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに後援名義の使用承認

の可否を決定し、後援名義の使用について承認することを決定したときは奈良市教育委員会後援名義使用承認決定通知書（別記第2号様式）により、承認しないことを決定したときは奈良市教育委員会後援名義使用不承認決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の承認に当たっては、必要な条件を付することができる。

（事業内容の変更）

第7条 前条第1項の承認を受けた団体（以下「名義使用者」という。）は、当該承認に係る事業の内容に変更が生じたときは、奈良市教育委員会後援名義使用事業変更届出書（別記第4号様式）により直ちに教育長に届け出なければならない。

（承認の取消し）

第8条 教育長は、第6条第1項の承認を受けた事業が、第4条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき、第6条第2項の規定により付した条件に違反したと認められるとき、又は偽りその他不正の手段により承認を受けたものであるときは、当該承認を取り消すことができる。

（報告）

第9条 名義使用者は、事業終了後、速やかに後援名義使用事業実施報告書（別記第5号様式）を教育長に提出しなければならない。この場合において、教育長は、必要と認める書類の添付を求めることができる。

（補則）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度教育長が定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に申請のあった後援名義の使用承認について適用する。

附 則

この告示は、平成29年4月3日から施行し、改正後の奈良市教育委員会後援名

義の使用承認に関する要綱第6条の規定は、平成29年3月1日以後において承認を受けていない後援名義の使用申請に適用する。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

奈良市教育委員会後援名義使用承認申請書

（あて先）奈良市教育委員会教育長

申請者 所在地
団体名及び
代表者名
電話番号

奈良市教育委員会の後援名義の使用承認を受けたいので、次のとおり申請します。

事業名	
主催者及び共催者	
開催期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
開催場所	名称 所在地
参加対象	
事業目的	
事業内容	
入場料、参加費等	無 ・ 有（ 円）
他の後援予定団体	
連絡先	担当者氏名
	電話番号
備考	

添付書類： 開催要領、企画書、収支予算書等

団体の規約、会則、役員名簿等

その他参考となる資料（

）

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

奈良市教育委員会教育長

奈良市教育委員会後援名義使用承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました奈良市教育委員会の後援名義の使用承認申請について、次のとおり承認することを決定しましたので通知します。

事 業 名	
期 間	承認の日から 年 月 日（ ）まで
条 件	

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

奈良市教育委員会教育長

奈良市教育委員会後援名義使用不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました奈良市教育委員会の後援名義の使用承認申請について、次のとおり不承認とすることを決定しましたので通知します。

事業名	
不承認の理由	

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

奈良市教育委員会後援名義使用事業変更届出書

（あて先）奈良市教育委員会教育長

申請者 所在地

団体名及び

代表者名

電話番号

年 月 日付けで承認のありました奈良市教育委員会の後援名義の使用事業について、次のとおり変更しましたので届出します。

事業名	
変更の内容	
変更の理由	

第5号様式（第9条関係）

後援名義使用事業実施報告書

年 月 日

（あて先）奈良市教育委員会教育長

申請者 所在地
団体名及び
代表者名
電話番号

年 月 日付け第 号で承認のありました事業について、次のとおり報告します。

事業名	
開催期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
開催場所	名称 所在地
参加人数等	
事業の概要	

添付書類： 収支決算書

パンフレット等事業に関する資料

その他参考となる資料（ ）